美祢市告示第162号

美祢農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更の理由を、次により縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のある者は、当市の住民に限り、令和８年11月30日までに、市に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関して権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和８年11月30日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和 8 年 10 月 30 日

美祢市長　篠田　洋司

１．農業振興地域整備計画書の変更案の縦覧期間

自　　令和８年10月30日

至　　令和８年11月30日

２．農業振興地域整備計画書の変更案の縦覧場所、意見の提出先及び異議の申出先

美祢市役所　建設農林部　農林課　美祢市大嶺町東分３２６番地１

３．意見の提出及び異議の申出に当たっての留意事項

期間を過ぎての意見書の提出及び異議の申出はできません。ただし、正当な理由があるときはこの限りではありません。

意見の提出及び異議の申出は書面によることとし、電話では受け付けられません。

４．提出された意見の取扱い

提出された意見の内容は原則公表しますが、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は公表の際に該当箇所を伏せる場合があります。

意見書に対する個別の回答は行いませんが、変更後の農業振興地域整備計画を公告する際に意見の要旨及び処理結果を併せて公告します。

農業振興地域整備計画変更等理由書

美祢農業振興地域整備計画

1　農業振興地域整備計画の変更理由

・経済情勢の変動その他情勢の推移によるもの

2　農用地利用計画の変更理由等

番号	変更の土地に係る所在	現況地目	面積(a)	変更概要
		変更理由・除外要件適用状況		
1	美祢市伊佐町伊佐 字平野2440番 字平野2441番1 字平野2442番	田	△56.5	除外
		資材置場の整備を行うものであり、次のとおり除外６要件をすべて満たし、今後、農業施策実施の予定もないため (1)　必要かつ適当であって、区域外の土地をもって代えることが困難と認められること。 買受人は、市内で土木建築業を営んでおり事業の拡大に伴い新たな資材置場が必要となった。旧美祢市地域での事業量増のため、申請地付近で用地を探していたところ、買受人である事業者の代表を務める申請人の土地が適当であった。申請人に耕作できる能力はなく、かつ今後も申請地を農地として活用する見込みはないため除外はやむを得ないものと判断される。 (2)　農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障がないと認められること。 申請地は目標地図に位置付けられておらず、また編入の見込みもないため地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる。 (3)　区域内における農用地の集団化、農業上の利用に支障がないと認められること。 申請地の東側は県道、北側、西側は河川に面している。なお、申請地周辺のほ場に出入りするための道、水路等は現状のまま残るため周辺農地への影響はない。 以上のことから、申請地を除外することにより、集団化・農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。 (4)　区域内における農用地の利用の集積に支障がないと認められること。 申請地は認定農業者等による利用集積はなく、支障を及ぼすおそれはないと認められる。 (5)　区域内土地改良施設の機能に 支障がないと認められること。 申請地内に土地改良施設はない。 (6)　土地改良事業等完了後8年経過していること。 土地改良事業等は、施行されていない。		